

Osaka あんしん住まい推進協議会における入会及び会費等に関する規則

Osaka あんしん住まい推進協議会（以下「本会」という。）が、本会規約（以下「規約」という。）に基づき定める入会及び会費並びに本会の財産の処分等に関する規則を以下のとおり定める。

（入会）

- 第1条 新たに会員として入会しようとする者は、正会員は別紙様式1、居住サポート会員（協力店、あんしん賃貸住宅の賃貸人、あんぜん・あんしん賃貸住宅の賃貸人、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の賃貸人、居住支援団体、居住支援法人を除く。以下、この条において同じ。）は別紙様式2、賛助会員は別紙様式3の入会申込書により、本会会長に入会を申し込みなければならない。
- 2 第1項の申し込みに際して、正会員は別紙様式4又は5、居住サポート会員は別紙様式6、賛助会員は別紙様式7により、誓約書を添付しなければならない。
- 3 入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、別紙様式11により、本会会長に変更を届け出なければならない。

（会費の額）

- 第2条 正会員の会費の額は、年会費は10万円を1口とし、1口以上とする。
ただし、大阪府及び市町村は、会費を納入することを要しない。
- 2 賛助会員の会費の額は、年会費は1万円を1口とし、1口以上とする。

（会費の納入等）

- 第3条 正会員及び賛助会員の会費は、本会事務局が指定する振込先口座に、規約第13条に定める会計年度の当初から2月以内に納入する。なお、入会が期の半ばである場合については、入会日から2月以内に納入するものとし、減額等は行わない。
- 2 振込にかかる手数料等は、会員が負担する。
- 3 既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

（財産の処分）

- 第4条 規約第17条の規定に基づき、本会が解散する場合において、残存する本会の財産は、総会の議決を経て、大阪府に寄付するものとする。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は総会において議決する。

(退会)

第6条 退会しようとする者は、正会員は別紙様式8、居住サポート会員は別紙様式9、賛助会員は別紙様式10の退会届により、本会会長に退会を届け出なければならない。

附 則

- 1 この規則は、本会の設立の日（平成27年3月25日）から施行する。
- 2 本会の設立初年度の会費については、第2条の規定に関わらず、これを免除とする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年3月23日から施行する。（一部改定）

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年7月24日から施行する。（一部改定）

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年9月6日から施行する。（一部改定）